

国民健康保険税について

国民健康保険は、被保険者（加入者）のみなさまが病気やけがをしたときに安心して医療を受けるための制度です。この制度はみなさまが納める国民健康保険税によって支えられています。

納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、家族のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となります。

納入通知

年度当初の納入通知書は7月中旬に送付します。

年度の途中で資格の異動（出生、死亡、転入、転出、他の健康保険への加入・離脱など）があった場合は、市民税務課で資格異動の手続きをした翌月以降に送付します。

※資格異動の手続きは14日以内に行ってください。

税率等

国民健康保険税は、医療分、後期分、介護分、子ども分の4つの区分に分かれています。令和8年度の区分ごとの税率は以下のとおりです。

区分	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療給付費分	6.6%	27,300円	20,000円	670,000円
後期高齢者 支援金等分	2.8%	11,000円	7,000円	260,000円
介護納付金分 (40～64歳)	2.1%	10,500円	6,500円	170,000円
子ども子育て 支援金分	0.3%	1,200円 75円 (18歳以上均等割)	750円	30,000円

計算方法

以下により医療分、後期分、介護分、子ども分の各区分について税額を計算します。4つの区分の合計額が年間の税額となります。なお、年度の途中で資格の異動があった場合は、月割により計算をします。

【医療給付費分】

- ①所得割額：世帯の加入者の課税所得額×6.6%
- ②均等割額：27,300円×加入者数
- ③平等割額：1世帯あたり20,000円

【後期高齢者支援金等分】

- ①所得割額：世帯の加入者の課税所得額×2.8%
- ②均等割額：11,000円×加入者数
- ③平等割額：1世帯あたり7,000円

【介護納付金分】 ※40歳以上65歳未満の加入者が対象

- ①所得割額：世帯の加入者の課税所得額×2.1%
- ②均等割額：10,500円×加入者数
- ③平等割額：1世帯あたり6,500円

【子ども子育て支援金分】

- ①所得割額：世帯の加入者の課税所得額×0.3%
- ②均等割額：1,200円×加入者数
※18歳未満の加入者は均等割の全額が軽減となります。
18歳以上均等割額：75円×18歳以上の加入者数
- ③平等割額：1世帯あたり750円

※課税所得額とは、前年の所得金額から基礎控除額（43万円）を控除した額です。

世帯に加入者が2人以上いる場合は、それぞれの所得金額から基礎控除額を控除します。

（前年中の合計所得金額が2,400万円を超える場合の基礎控除額は異なります。）

※所得割の計算に用いる所得には、土地建物や株式等の譲渡所得（特別控除後）を含みます。

※各区分の税額に100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※①～③の合計額が課税限度額を超える場合は、課税限度額がその区分の税額となります。

